平成２６年（フ）第２８４号
札幌市手稲区曙11条１丁目４番１―503号
破産者　石垣　幹弘
1　決定年月日　平成26年８月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１５３６号
大阪市西成区南津守７丁目８―６　エスト玉出３―Ｅ号室、開始決定時の住所大阪市西成区山王１丁目４番19号
破産者　小森　徹治
1　決定年月日　平成26年８月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４０号
京都府亀岡市篠町柏原田中30番地２
破産者　吉岡清行政書士事務所こと　吉岡　清
1　決定年月日　平成26年８月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２５年（フ）第４７号
京都府南丹市日吉町田原殿垣内28番地、前住所京都府長岡京市梅が丘２丁目25番地
破産者　チュウオウペット倶楽部こと福岡鳥獣店こと　福岡　洋嗣
1　決定年月日　平成26年８月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２５年（フ）第７８号
大分県中津市大字高瀬823番地３
破産者　田中　良一
1　決定年月日　平成26年８月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２５年（フ）第４６５号
宮崎県都城市久保原町13街区48の７号　明利聡方、開始決定時の住所鹿児島県鹿児島市慈眼寺町28番18号
破産者　田之畑一彦
1　決定年月日　平成26年８月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２５年（フ）第１８５１号
大阪市福島区野田１丁目１番86号　大阪市中央卸売市場内
破産者　株式会社ジッショー
1　破産債権の届出期間　平成26年９月29日まで
2　一般調査期日　平成26年11月13日午後３時30分
平成26年８月26日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２３１４号
大阪府枚方市長尾元町７丁目74番10号
破産者　岩﨑　正次
1　破産債権の届出期間　平成26年９月29日まで
2　一般調査期日　平成26年11月13日午後３時30分
平成26年８月26日
大阪地方裁判所第６民事部

債権者集会招集

平成２６年（フ）第３号
宮崎県日南市木山３丁目２番23号
破産者　井上　洋子
1　期日　平成26年９月29日午前11時
2　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成26年８月26日
宮崎地方裁判所日南支部破産係

平成２６年（フ）第１５号
宮崎県日南市岩崎３丁目７番32号
破産者　合資会社井上呉服店
1　期日　平成26年９月29日午前11時
2　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成26年８月26日
宮崎地方裁判所日南支部破産係

特別清算開始

平成２６年（ヒ）第３号
滋賀県犬上郡豊郷町大字八町803番地
清算株式会社　株式会社ＡＴテクノ
代表清算人　磯田　光男
1　決定年月日　平成26年８月22日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
大津地方裁判所彦根支部

包括的禁止命令

平成２５年（再）第４６号
東京都港区芝３丁目６番10号401号室
再生債務者　株式会社ノシアス
主文　本件再生手続廃止後、破産手続開始の決定があるまでの間、すべての債権者は、債務者の財産に対する強制執行等及び国税滞納処分をしてはならない。
平成26年８月21日
東京地方裁判所民事第20部

監督命令

平成２６年（再）第１６号
大阪市中央区南船場３丁目８番15号、商業登記簿上の本店所在地奈良県大和高田市大字市場304番地の３
再生債務者　旭繊維株式会社
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　大阪市中央区高麗橋４丁目４番９号　淀屋橋ダイビル２階　弁護士法人大阪西総合法律事務所　弁護士　石井　教文
3　監督委員の同意を得なければ再生債務者がすることができない行為として、次のものを指定する。
⑴　再生計画認否の決定までにする場合における次の行為（常務に当たるものを除く。）
ア　再生債務者の財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分（債権の取立てを除く。）
イ　無償の債務負担行為又は権利の放棄
ウ　財産の譲受け
エ　借財、手形割引又は保証
オ　民事再生法第49条１項の規定による契約の解除
カ　訴えの提起及び民事保全、調停、支払督促その他これらに準ずるものの申立て並びにこれらの取下げ
キ　和解及び仲裁合意
ク　取戻権、共益債権及び一般優先債権の承認
ケ　別除権の目的である財産の受戻し
コ　事業の維持再生の支援に関する契約及び当該支援をする者の選定業務に関する契約の締結
⑵　再生計画認可の決定後にする場合における次の行為
ア　重要な財産の処分及び譲受け
イ　多額の借財
⑶　再生手続廃止又は再生計画不認可の決定後にする場合における次の行為（常務に当たるものも含む。）
ア　再生債務者の財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分（債権の取立ても含む。）
イ　⑴のイからコまでに掲げる行為
平成26年８月22日
大阪地方裁判所第６民事部

監督命令変更

平成２４年（再）第５３号
東京都大田区西馬込２丁目31番５号
再生債務者　大同交通株式会社
主文　頭書事件につき、当裁判所が平成24年３月28日にした監督命令に次の事項を加える。
「6　再生債務者が次に掲げる行為をするには、監督委員の同意を得なければならない。
⑴　再生債務者が所有又は占有する財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分（常務に属する取引に関する場合を除く。）
⑵　事業の維持再生の支援に関する契約及び当該支援をする者の選定業務に関する契約の締結」
平成26年８月22日
東京地方裁判所民事第20部